

令和4年度保険者努力支援制度評価項目及び予定額

達成基準		甲賀市	県平均	(ポイント) 比較
体制加算				0
保険者共通の指標	特定健診・特定保健指導	30	40	-10
	特定健診以外の健診や健診結果に基づく取組	20	26	-6
	糖尿病重症化予防	120	118	2
	広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組	60	53	7
	適正受診・服薬を促す取組み	40	46	-6
	後発医薬品の使用促進に関する取組み	105	53	52
国保固有の指標	収納率向上に関する取組み	65	53	12
	医療費の分析	30	30	0
	給付の適正化	20	20	0
	地域包括ケアの推進	28	24	4
	第三者求償の取組み	38	36	2
	適正かつ健全な事業運営の実施	69	73	-4
合 計		625	572	53
		※最高	705	
		※最低	359	

令和3年6月1日時点被保険者数	17,610
甲賀市 基準点 (被保険者数×ポイント)	11,006,250
滋賀県 基準点 ※各市町の合計	158,649,658
県全体に対する甲賀市の基準点割合	0.0694
国から滋賀県に配分される努力者支援交付額	567,174 千円
<b>甲賀市への配分額</b>	<b>39,341 千円</b>
1人当たり交付額	2,234 円
県平均1人当たり交付額	2,021 円

## ■ 国民健康保険特別会計 繰越金・基金保有額の推移

(単位：円)

	余剰金 (次年度繰越金)	単年度収支	基金繰入金	基金保有額
平成25年度	965,768,540	66,195,216	0	2,957,526
平成26年度	975,660,677	9,897,164	0	2,962,553
平成27年度	365,643,894	△ 239,608,647	0	373,370,689
平成28年度	297,942,660	△ 67,234,521	0	373,837,402
平成29年度	443,281,903	145,711,369	0	374,209,528
平成30年度	29,105,078	△ 191,510,163	0	596,876,190
令和元年度	12,779,882	△ 155,606,983	140,000,000	457,594,403
令和2年度	65,354,259	△ 66,738,960	119,654,000	338,281,066
令和3年度(見込)			0	338,281,066
令和4年度(見込)			27,348,000	310,933,066

※ 単年度収支=(当年度収入合計-繰越金-基金繰入金)

-(当年度支出合計-基金利子積立-公債費)

## 後期高齢者医療制度の被保険者の皆様へ

### 令和4・5年度の

### 後期高齢者医療制度の保険料率をお知らせします

令和4年4月1日から保険料率を改定します。

#### ●令和4・5年度の保険料率(年額)

区 分	保険料率	
	現 行 (令和2・3年度)	改定後(令和4・5年度)
被保険者均等割額	45,512 円	<b>46,160 円</b>
所得割率 ※	8.70%	<b>8.70%</b>
年間保険料上限額	64 万円	<b>66 万円</b>

※「所得割額」の計算方法・・・総所得金額等から基礎控除の43万円を差し引いた金額×上記の割合

#### ●令和4年度の均等割額が軽減される場合

世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の方は、世帯の所得水準に合わせて、均等割額が軽減されます（令和3年度からの変更はありません）

※65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、15万円を引いた額で判定します。

##### ■ 均等割額が7割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方  
基礎控除額（43万円）+10万円×（年金・給与所得者の数-1）以下

##### ■ 均等割額が5割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方  
基礎控除額（43万円）+（28.5万円×世帯の被保険者数）+10万円×（年金・給与所得者の数-1）以下

##### ■ 均等割額が2割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方  
基礎控除額（43万円）+（52万円×世帯の被保険者数）+10万円×（年金・給与所得者の数-1）以下  
※年金・給与所得者の数は、令和3年中の給与収入が55万円を超える方、または65歳以上で公的年金等収入額125万円を超える方が該当します。

#### おひとりごとの新しい保険料の額は、令和4年7月に郵便でお知らせします。

広域連合のwebサイトで保険料額の試算ができます。

広域連合webサイトトップページ：<http://www.shigakouiki.jp/index.html>

詳しくは

お住まいの市町の担当窓口または滋賀県後期高齢者医療広域連合（TEL077-522-3013）まで  
〒520-0044 大津市京町四丁目3-28 webサイト <http://www.shigakouiki.jp/>

## 甲賀市後期高齢者医療 ジェネリック医薬品効果額資料

令和4年3月定例会 厚生文教常任委員会 資料  
 関連議案番号: 議案第3号  
 所管課名 : 市民環境部保険年金課

### 【調査内容】

令和2年7月診療分の中で、ジェネリック医薬品を利用しなかった被保険者(1,284名)に対し、ジェネリック医薬品への切り替えを促す通知を令和2年10月に発送し、その後のジェネリック医薬品に切り替えた被保険者を調査。

審査年月別切替人数(のべ人数) ※( )内は審査月 (単位:人)

	令和2年11月 (令和2年12月)	令和2年12月 (令和3年1月)	令和3年1月 (令和3年2月)	令和3年2月 (令和3年3月)	令和3年3月 (令和3年4月)	令和3年4月 (令和3年5月)	総計
累積変更人数	474	492	515	526	537	550	3,094

審査年月別効果額 ※( )内は審査月 (単位:円)

	令和2年11月 (令和2年12月)	令和2年12月 (令和3年1月)	令和3年1月 (令和3年2月)	令和3年2月 (令和3年3月)	令和3年3月 (令和3年4月)	令和3年4月 (令和3年5月)	効果額総計
保険者負担相当額	673,022	730,186	818,888	638,029	773,545	850,094	4,483,764
被保険者負担相当額	79,853	86,503	97,395	74,700	93,800	102,271	534,522
計	752,875	816,689	916,283	712,729	867,345	952,365	5,018,286

## 甲賀市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

小学1年生から小学6年生までの児童を対象に平成29年10月から実施しています子育て応援医療費助成について、子どもの医療費助成の充実を図ることで子育て世帯の負担軽減や、子育てしやすい環境を整え、子育て世代の定住促進につなげることを目的として、その助成対象を中学3年生まで拡大するため、甲賀市福祉医療費助成条例の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

(1) 中学3年生（15歳）までの児童・生徒に対して所得制限を撤廃し、通院医療費を全額助成するため、助成の範囲を規定するものです。

【第3条関係】

(2) 第3条の改正に伴い、第7条第1項及び第2項中、第3条第2項を引用する部分の号ずれを改正します。

【第7条関係】

(3) この条例は、関係機関等への制度周知及び受給券の発行に係る事務手続きを考慮し、令和4年10月1日から施行することとします。なお、この条例の施行日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、従前の例によるものとします。

【付則関係】

### 3 財政への影響

#### 【令和4年度 制度拡充による増額となる予算】

・ 予 算：扶助費 16,700,000円

手数料等 2,523,000円

(令和4年10月診療分から令和5年1月診療分まで)

※対象者：約2,400人(中学1年生から中学3年生)

#### 【参考 令和4年度 既存制度による予算】

・ 子育て応援医療給付事業予算

扶助費 122,638,000円

手数料等 4,839,000円

(令和4年2月診療分から令和5年1月診療分まで)

※対象者：約4,400人(小学1年生から小学6年生)

・ 福祉医療給付事業(市単)予算

中学生通院医療費助成 扶助費 760,000円

※対象者：約50人

中学生入院医療費助成 扶助費 1,300,000円